

#### 4. 5 再生インターロッキングブロック

##### ① 評価対象資材

再生資源を含有したインターロッキングブロック（焼成品を含む）を対象とする。

##### ②品質・性能

再生インターロッキングブロックの品質・性能については、Ⅰ又はⅡのいずれかの基準に適合すること。

###### Ⅰ. 常温成型品

- a. 「J I S A 5 3 7 1プレキャスト無筋コンクリート製品」の附属書B（規定）舗装・境界ブロック類，推奨仕様B-3インターロッキングブロックの基準に適合すること。
- b. 上記規格に定めない「視覚障害者誘導ブロック」については，（一社）インターロッキングブロック舗装技術協会のインターロッキングブロック舗装設計施工要領 ④3インターロッキングブロックの基準に適合すること。
- c. ただし，常温成型品については，再生資源の種類に応じて別途品質・性能を求める場合がある。

###### Ⅱ. 焼成品

（一社）日本建築学会のJ A S S 7 M-1 0 1の基準に適合すること。

##### ③再生資源の含有率

別表1に掲げる再生資源を，製品の重量比で別表1に掲げる「含有率」以上含有しており，かつ，これら以外の再生資源を含有していないこと。

ただし，再生資源の供給不足や環境負荷低減に寄与する等の合理的な理由が明確に示される場合には，この限りではない。

別表1 再生資源の分類区分別含有基準

再生資源の分類区分と名称		基準配合率 * 4 (重量%)	
分類区分	再生資源の名称	常温成型品	焼成品・溶融品
産業廃棄物類	鉱業・採石 廃棄物類	60%	50%
	金属工業 廃棄物類		
	その他の 産業型 廃棄物類		
汚泥類 ・ 焼却灰	焼却灰類 * 1	50%	40%
	産業発生 汚泥類 * 2	60%	50%
	生活・自然 汚泥類	50%	40%

\* 1 溶融スラグに限る。

\* 2 常温成型品は焼却灰又は溶融スラグに限る。焼成品は前処理によらず対象とする。

\* 3 焼却灰又は溶融スラグに限る。

\* 4 再生材料が複数種で、本表の基準配合率区分をまたがる製品は、比例配合で基準配合率を算出する。

例) 陶磁器と下水道汚泥を使用した焼成品・溶融品

陶磁器屑 A % 金属工業廃棄物類 (基準配合率 50%)

下水道汚泥 B % 生活・自然発生汚泥類 (基準配合率 40%)

この場合、基準配合率(再生材料配合の下限値)(%)は、 $(A \times 50 + B \times 40) / (A + B)$ とする。したがって、この例ではA+Bの合計配合割合が上式で計算した基準配合率以上であることを必要とする。

#### ④ 環境に対する安全性

- a. 原料として特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 製品または原料（再生資源）において、環境基本法第16条による「土壤の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）の基準に適合すること。ただし、熔融処理した再生資源（熔融スラグを除く）のみを用いる常温成型品及び焼成品については、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ふっ素、ほう素の基準に適合すること。また、熔融スラグに関しては、「JIS A 5031一般廃棄物，下水道汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化したコンクリート用熔融スラグ骨材」又は「JIS A 5032一般廃棄物，下水道汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化した道路用熔融スラグ」の環境安全品質基準の溶出量及び含有量の基準に適合すること。

#### ⑤ 品質管理

安定した品質が確保できる設備・組織，社内規格，材料の供給体制，品質管理推進責任者等を備えた工場において製造された製品であること。

#### ⑥ 環境負荷

- a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ，環境負荷低減効果があること。
- b. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ，別表2に示す項目について環境負荷が増大しないこと。

別表2 環境負荷増大が懸念される項目

- ・再リサイクルが可能な資材である。
- ・再リサイクル時に著しい環境負荷が生じない。
- ・使用時，施工時において，有害物質等の溶出がない。
- ・製造過程においてエネルギー消費量が著しく増大しない。
- ・製造過程において，著しい環境負荷は生じない。

平成29年 3月 2日一部改正（JIS A 5031，5032の改正に伴う用語の改正）  
令和 元年11月 7日一部改正